

白岡市こども計画 策定方針

1. 策定の趣旨

- 国においては、令和5年に、こども施策を総合的に推進する「こども基本法」が施行され、この法律に基づいて「こども大綱」が定められました。
- 「こども大綱」は、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項を一元化したものとなっています。
- 「こども基本法」では、「こども大綱」等を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。
- 本市の子育て支援施策については、令和2年に策定した「第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策推進計画）」に基づき、様々な取り組みを行ってきました。この計画が令和6年度をもって期間満了となることから、新たな計画を策定する必要があります。
- 本市においては、「白岡市こども計画」を「白岡市子ども・子育て支援事業計画」と一体的な計画として策定します。

2. 計画の位置付け

- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」と一体的な計画として策定します。

*次世代育成支援対策推進法（令和7年3月末までの時限立法）は令和6年5月に改正され、令和17年3月末まで10年間延長されることとなりました。

3. 計画の期間

○計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和5 年度 (2023)	令和6 年度 (2024)	令和7 年度 (2025)	令和8 年度 (2026)	令和9 年度 (2027)	令和10 年度 (2028)	令和11 年度 (2029)	令和12 年度 (2030)	令和13 年度 (2031)
第2期 白岡市 子ども・子育て支援 事業計画		白岡市こども計画					(次期計画)	

4. 計画の策定体制

○「白岡市児童福祉審議会」において、計画についての協議をいただくほか、広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

○アンケートやヒアリング調査により、子どもや若者、子育て家庭の生活実態や意向を把握し、計画に反映します。

5. 開催スケジュール

時期	内容
令和6年7月20日	第1回 児童福祉審議会 ○アンケート結果概要報告について ○計画の策定方針について
(8～10月)	(計画案の作成)
11月上旬	第2回 児童福祉審議会 ○こども計画(案)について協議
12月上旬	第3回 児童福祉審議会 ○こども計画(案)について協議
(12月20日～1月20日頃)	(パブリックコメント実施)
令和7年2月上旬	第4回 児童福祉審議会 ○パブリックコメント結果の報告 ○計画最終案の確認